

東久留米市立学校

教員の働き方改革実施計画

東久留米市教育委員会

平成30年10月 策定

I 計画の基本的考え方

1 目的

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大するなか、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築に向けて、学校におけるこれまでの働き方を見直す必要があります。限られた時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を確保し、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、教員の勤務環境の整備に取り組みます。

2 本計画の位置付け

東京都教育委員会において、平成30年2月に策定された「学校における働き方改革推進プラン」において、公立小・中学校の設置者である市区町村教育委員会に対し、実施計画の策定が要請されました。学校における働き方改革を進めるには、各学校がその実態に応じた取り組みを進めることができるよう、設置者である教育委員会が、改善目標を含む実施計画を策定することが求められます。

本計画は、本市における具体的な取り組みを示すとともに、目標の達成状況を検証し、必要に応じた見直しを行うなど、教員の意識改革を促し、改革を着実に推進するための方策を明らかにするものです。

3 小・中学校教員の勤務実態

平成29年6月に東京都教育委員会が実施した「東京都公立学校教員勤務実態調査」では、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかになっています。

当該調査では、本市の学校も対象とされており、その調査結果をみると、東京都全体の平均値とほぼ同じ水準にあることがわかっています。

以下に、「東京都公立学校教員勤務実態調査」結果の抜粋を示します。

□教員の1日当たりの在校時間（平日）

	小学校	中学校
校長	10h56m	10h53m
副校長	12h55m	12h09m
教諭	11h27m	11h32m
養護教諭	9h37m	10h21m

□教員の週当たりの在校時間

	小学校	中学校
校長	55h59m	58h42m
副校長	68h33m	65h54m
教諭	58h33m	64h35m
養護教諭	47h45m	54h50m

□週当たりの在校時間が60時間以上の教員の割合

小学校	中学校
37.4%	68.2%

※ 在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものの。

4 めざす目標値

1) 市立小・中学校教員の週当たりの在校時間を60時間以内とします。

※ 厚生労働省による基準等から、月当たりの時間外労働は45時間を超えないことが望ましいため、働き方改革の取組を進めていくなかで、できるだけ多くの職員の在校時間が、この水準を下回ることを望ましいと考えます。

※ 他校との練習試合など、部活動による出張も在校時間に含めます。

2) 週休日である土曜日、日曜日のどちらか一方は必ず休養できるようにします。

3) 市立小・中学校教員のライフ・ワーク・バランスの満足度を今後調査し、年度毎に改善させます。

※ 東京都教育委員会のプランに準じ、「ライフ・ワーク・バランス」の表現を用いています。

※ 東京都は、「ライフ・ワーク・バランス」を「人それぞれの希望に応じて、『仕事』と、子育てや親の介護、地域活動、自己啓発等の『仕事以外の生活』の調和がはかれる状態」としています。望ましいバランスは、人によって異なり、また、ライフステージによっても変化します。そのため、単に勤務時間が短縮されるだけでなく、「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスに満足できていることが望ましいと考えます。

※ 各学校における学校評価にて、教員アンケートをとり、自分自身の「ライフ・ワーク・バランス」について「満足している」という肯定的回答の割合を見ます。

Ⅱ 取組内容

東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」に掲げられた取り組みの方向性（５点の柱）に沿って、本市の取り組みを示します。

（１）在校時間の適切な把握と意識改革の推進

① 出退勤管理に向けたタイムレコーダーの導入

勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることを踏まえ、タイムレコーダーなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計する仕組みを構築します。

これにより、教員一人ひとりが自身の客観的な在校時間を把握し、意識改革に繋がっていくことを期待するとともに、校長をはじめとした管理職のマネジメントに役立てます。

３０年度	３１年度	３２年度
予算要求	導入・運用	運用

② 音声応答装置の導入

教員の勤務時間外や休業日における保護者や外部からの問い合わせに対応するため、緊急時の対応に支障がないように留意した上で、音声応答装置を導入し、音声ガイダンスによる対応を図ります。

３０年度	３１年度	３２年度
予算要求	導入・運用	運用

（２）教員業務の見直しと業務改善の推進

① 学校支援室の強化

指導室訪問や教務改善研究会の研究授業で使用した指導案や資料、英語活動や「特別の教科 道徳」の評価事例等、教員が日常的に活用できる指導資料をデータ収集し、学年毎・単元毎に整理した上で、利活用に資する運用を行います。

３０年度	３１年度	３２年度
実施	→ → →	→ → →

② 校務支援システムの導入

予定や週案、学籍・出欠・成績・保健などの児童・生徒に関する情報を一元管理することにより、校務の効率化・標準化を図ることができる校務支援システムの導入を検討します。

30年度	31年度	32年度
検討	→ → →	→ → →

③ 学校徴収金の徴収・管理

教材費、修学旅行等校外学習費及び校長が指定する学校徴収金は、「東久留米市立学校の学校徴収金取扱要綱」を改めて周知し、原則として現金による徴収は行わないこととし、口座振替等の活用を推進します。

また、給食費については、本市では、給食事務（臨時）を任用し、徴収・管理を担っていますが、文科省が今年度策定する給食費徴収方法のガイドラインを踏まえ、必要に応じて取り扱いを検討することとします。

30年度	31年度	32年度
検討	→ → →	→ → →

④ 調査・統計等の縮減による負担軽減

学校への調査・照会について、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査や、調査項目の工夫による調査の一元化に留意した対応を図ります。

また、民間団体等からのさまざまな依頼に対し、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、真に効果的で必要なものに精選します。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

(3) 学校を支える人員体制の確保

① 学力向上指導員の活用

児童・生徒の学力向上をめざした教育活動の支援を行うため、学力向上指導員を全小中学校に配置し、活用を図ります。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

② スクール・サポート・スタッフの活用

印刷業務やテストの採点、資料の整理・保管など、学習指導に関わらない業務を担い、教員の物理的負担の軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを配置します。

※準備の整った学校から順次配置

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

③ 給食時等の対応の充実

給食時等において、アレルギー対応発生時に、教員以外の職員も対応を図れるよう、スクール・サポート・スタッフなど、教員以外の職員を対象としたアレルギー対応研修を実施します。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

④ 教員の持ち時数上限の引き下げ要請

根本的な改革として、公立小・中学校の教員が授業を受け持つ時間数の削減及び適切な教員数を確保することを東京都市教育長会等を通じて東京都に要望していきます。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

(4) 部活動の負担を軽減

①部活動ガイドラインの策定

運動部活動のみならず、文化部活動も含めた広い視点からの市独自の部活動ガイドラインを策定し、適切に運用します。

30年度	31年度	32年度
策定	運用	→ → →

② 部活動指導員の活用

現在、各中学校に配置している部活動外部指導員の充実を図るとともに、顧問教員に代わって、専門的な技術指導や休日の大会引率などを行うことができる部活動指導員の配置について検討します。

30年度	31年度	32年度
検討	→ → →	→ → →

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

① 教員の働き方に関する意識改革に向けた研修の実施

校務改善に成果のあった学校の担当者等を招へいし、業務改善に向けたポイントや好事例について講演・研修を行います。

30年度	31年度	32年度
	実施	→ → →

② 学校閉庁日の設定

夏季休業期間において、連続して休暇が取得できるよう、8月中旬の週を学校閉庁日に位置付け、全校で学校業務を休止します。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

③ 保護者や地域への理解促進と普及啓発

教員の働き方改革が、教育の質の向上を図るための改革であることを保護者、地域の皆様に正しく、丁寧に伝えていく活動を進めていきます。

30年度	31年度	32年度
実施	→ → →	→ → →

Ⅲ 目標達成への進捗状況の把握

進捗状況の把握は、「Ⅱ 取組内容」、「(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進」、「①出退勤管理に向けたタイムレコーダーの導入」に示した取り組みを以って、各学校においては、毎月の全教員の出退勤の状況を適切に把握し、校長におけるマネジメントに活用すると共に、そのデータを教育委員会へ送付します。

教育委員会では、そのデータを管理した上で、年に一度（特定の週）定点観測を実施し、経年比較を行うなど、客観的な数値に基づく計画の進捗状況把握を行います。

また、東京都教育委員会より、市教育委員会に対しての目標の達成状況等に関する照会があった場合にも、蓄積したデータを以って対応していきます。